

令和8年度見沼代用水開削300周年記念事業業務委託仕様書

- この仕様書は、企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約先候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

第1 委託業務名

令和8年度見沼代用水開削300周年記念事業業務委託

第2 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

第3 業務の目的等

(1) 現状

見沼代用水は、行田市から草加市までの17市町、延長約80キロメートルに及ぶ本県を代表する農業用水である。令和元年9月にはその歴史的、技術的価値が高く評価され、本県初の世界かんがい施設遺産に登録された。

令和9年に開削開始から300周年を迎えるにあたり、施設管理者である見沼代用水土地改良区では記念事業を予定しており、行田市の利根大堰の脇にある元塚公園の再整備などの準備を進めている。

土地改良区が行う開削300周年記念事業は、本県農業の発展を支え続けてきた見沼代用水の歴史や施設を適切に保全していくことの重要性について理解を深め、県民共有の財産として次世代へ継承していく大切な機会である。

令和7年9月に閣議決定した新たな「土地改良長期計画」においても、「世界かんがい施設遺産と連携した農地・農業水利施設の認知度向上、理解促進」を図ることが明記され、情報発信の取組を推進することとなっている。

このような状況を踏まえ、県では見沼代用水開削300周年記念に関する情報発信、広報啓発活動などを行い、農業生産の基盤である農業水利施設の役割や重要性をより多くの県民に周知を図る取組を実施する。

(2) 目的

本業務は、より多くの県民に見沼代用水を知っていただくため、イベントの開催やSNSによる情報発信、見沼代用水の紹介動画の制作等により、認知度の向上を図り、令和9年の開削300周年記念に向けた機運醸成を図ることを目的とする。

第4 業務の内容

1 見沼代用水開削300周年記念イベントの開催

令和9年の見沼代用水開削300周年の機運醸成を図るため、見沼代用水沿線の市町のイベントとコラボしたイベントを開催する。

プレイベントは、見沼代用水東縁に隣接する川口市立グリーンセンターのグリーンセンター秋まつりとのコラボ開催を予定している。

グリーンセンター秋まつりで見沼代用水開削300周年記念プレイベントのコラボ開催は、川口市立グリーンセンターの持つ川口市の緑やレクリエーションの拠点としての機能、植木や花き園芸等の緑化産業の振興、農業関連施設としての機能と、見沼代用水の持つ行田市の利根大堰から川口市の毛長川まで流れる農業用水の機能を踏まえて、川口市と本県の水と緑と農業振興をテーマとした内容とする。

(1) プレイベントの企画・運營業務

- ・ プレイベントのコラボ開催先である川口市立グリーンセンターとの調整は本県で行う。
- ・ プレイベントのタイトルについては、「見沼代用水開削300周年記念プレイベント」を想定しているが、契約締結後に本県との協議により決定すること。
- ・ プレイベントの開催地、開催予定、開催時期、開催時間、開催方法等については、本県と川口市立グリーンセンターとの調整済であり、以下【プレイベント開催地(予定)】のとおりとする。

【プレイベント開催地(予定)】

- | | |
|----------|--------------------------------|
| ① 開催地 | 川口市立グリーンセンター |
| ② 開催予定 | 令和8年度川口グリーンセンター秋まつり |
| ③ 開催時期 | 令和8年10月中旬の土、日 |
| ④ 開催時間 | 午前9時30分から午後4時30分 |
| ⑤ 開催方法 | 屋外でのステージイベント、テント出店 |
| ⑥ 規格・数量等 | ステージ W5400*D3600*H300 程度又はそれ以上 |

本部テント 2張、控室テント 1張、
貸出テント 5張又は調整により数張追加
貸出テント1張を2区画に分けて使用
1区画に付きテーブル2台、折り畳イス4台

- ・ プレイベントの具体的な実施内容は、契約締結後において本県との協議により決定すること。
- ・ プレイベントの実施内容(案)は、以下のとおりとする。

【プレイベント実施内容(案)】

① ステージ

セレモニー、見沼代用水に関連したステージ企画(見沼代用水の有識者による講演、関係市町の地域住民や地域団体による演目等)を予定している。

② 会場

貸出テントにおいて、土地改良区ほか関係機関による見沼代用水や県内の農業水利施設、農業農村整備のPR、用水沿線の市町による名所や特産品等のPR、JAによる農産物の販売等を予定している。このほか、会場での関連企画の実施を予定している。

- ・ 上記のプレイベント実施内容(案)より、県民への効果的な情報発信及びプレイベ

ントへの集客を促すための会場での関連企画を提案すること。

- ・ ステージにおけるセレモニーやステージ企画は日曜日のみの開催とし、会場での貸出テントによる出店、関連企画は土、日の2日間の開催とすること。
- ・ セレモニーは、埼玉県知事などを起用したセレモニーを実施すること。なお、県関係者の出席については、契約締結後に担当課が調整し受託者へ伝える。
- ・ 実施スケジュールや進捗管理など、イベントを効率的かつ確実に実施するための全体計画を策定すること。また、全体計画を踏まえ、本県を含めた関係団体と連携の上、本イベント全体の運営を行うこと。
- ・ 全ての運営要員が円滑に業務遂行できるよう、運営マニュアルを作成すること。

<提案を求める内容等>

- ・ プレイベントの提案にあたっては、県民への効果的な情報発信及びプレイベントへの集客を促すことを目的とした会場での関連企画について提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。
- ・ プレイベントの効率的かつ確実に実施するための実施スケジュールや進捗管理などイベントの全体計画・運営方針、運営体制を提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

(2) ステージ企画の募集・調整・サポート

- ・ 見沼代用水に関連したステージ企画の出演者の募集にあたっては、見沼代用水の有識者による講演のほか、関係市町の地域住民や地域団体の参加による演目等とし、受託者は担当課と連携・協力し対応すること。
- ・ 出演者決定後の連絡調整・サポートは、受託者が行うこと。
- ・ ステージ企画内容の検討においては、グリーンセンターの主な来場者が子育て世代であることから、子育て世代に関心を持たれ楽しめる内容とすること。
- ・ 出演者との連絡調整、必要な行政機関への届出等の手続や保険契約など（出演者において手続等が必要な場合は、そのサポートを含む。）を適切かつ確実に行うこと。
- ・ 出演者向けの説明会を開催するなどにより、広報等、出演準備や当日の運営（全体スケジュールのほか、連絡調整方法など）などについて、運営側と出演者側での意思統一が図られるよう必要な調整を行うこと。

(3) 会場での関連企画

- ・ 会場での関連企画の検討においては、グリーンセンター秋まつりとのコラボ開催ならではの内容とすること。
- ・ グリーンセンターの主な来場者が子育て世代であることから、子育て世代に関心を持たれ楽しめる内容とすること。
- ・ 来場者参加型の企画を提案すること。
- ・ 会場のほかグリーンセンター園内を使用する場合は、契約締結後に本県と川口市立グリーンセンターとの協議により決定すること。

(4) 出店者の募集・調整・サポート

- ・ 貸出テントにおける出店者の募集に当たっては、土地改良区ほか関係機関、関係市町、J A等の参加を求めるとし、受託者は担当課と連携・協力し対応すること。
- ・ 出店者決定後の連絡調整・サポートは、受託者が行うこと。
- ・ 追加備品のレンタル費用等が発生する場合は、本県との協議により決定すること。
- ・ 出店者の出店内容は、見沼代用水や県内の農業水利施設、農業農村整備のPR、用水沿線の市町による名所や特産品等のPR、J Aによる農産物の販売等を想定し、出店者と調整し決定すること。
- ・ 農産物の販売等については、開催時間中の早期売り切れ等が生じないように、出店方法や販売方法などを出店者と調整すること。
- ・ 出店者との連絡調整、必要な行政機関への届出等の手続や保険契約など（出店者において手続等が必要な場合は、そのサポートを含む。）を適切かつ確実に行うこと。
- ・ 出店者向けの説明会を開催するなどにより、広報等、出店準備や当日の運営（全体スケジュールのほか、連絡調整方法など）などについて、運営側と出店者側での意思統一が図られるよう必要な調整を行うこと。

(5) 会場設営等

- ・ プレイベントの開催に当たって必要な資機材などの調達や搬出入、出店者の搬出入に関する計画を作成し、適切に運用すること。
- ・ 資機材の搬入については、プレイベント開催前のグリーンセンター休園日（火曜日）に行うこと。
- ・ 資機材の設営については、プレイベント開催日の開園前（午前9時）までに行うこと。
- ・ 資機材の撤去、搬出については、プレイベント終了後に行うこと。ただし、園内への車両の進入は閉園後（午後5時）とすること。
- ・ ステージやテントの設置箇所については、グリーンセンター芝生広場周辺とし、会場レイアウトは契約締結後に本県との協議により決定すること。
- ・ ステージやテントの設置にあたっては、軽量化を図り芝生を傷めないよう配慮すること。
- ・ プレイベント開催期間中の来場者等の安全を確保するために必要な警備計画、火災などが発生した際の避難計画を作成し、関係者に周知するとともに適切に運用すること。
- ・ 会場周辺及び会場内において、会場アクセス、会場レイアウト、タイムスケジュールを図示したパネル等の設置・資材配布など、効果的な案内や誘導、アナウンスを行うこと。なお、会場レイアウトなど当日のイベント情報については、紙のほか電子媒体でも閲覧できるようにすること。
- ・ 多数の来場者を想定し、会場内・周辺の混雑に対応できるような導線、来場者との列整理などを考慮し、適切に運用すること。
- ・ セレモニーの出席者や会場スタッフなど、イベント運営側を識別できるようにすること。

(6) 資材の作成

- ・ プレイベントの目的・趣旨を踏まえ、イベントの告知や集客、情報発信のため必要かつ効果的と思われる資材*を作成すること。

* 例えば、プレイベント告知用チラシ、プレイベント用のぼり旗、ステージのバックパネル、その他。

- ・ 資材のデザインについては、あらかじめ本県の承認を得ること。

<提案を求める内容等>

- ・ 作成を予定する資材の種類・規格、デザインイメージを提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

(7) アンケート・実施報告

- ・ 開催日ごとの来場者数など、プレイベントの効果検証を行うための数値を計測・把握すること。
- ・ 来場者・出店者に対するアンケートを実施し、プレイベントの満足度や改善点等を把握すること。なお、アンケートの実施に当たっては、今後の取組の方向性について効果検証が行えるよう設問を工夫し、事前に本県の承認を得た上で実施すること。
- ・ 上記により計測・把握した数値等を集計・分析し、以後の見沼代用水開削300周年記念事業に資するフィードバックを行うこと。
- ・ プレイベントの様子や全体像が分かるように、記録写真の撮影や録画を行うこと。なお、本県が行う広報素材としても活用できるよう配慮し撮影すること。

2 広報活動の実施

プレイベントの効果的な情報発信のための広報を行うほか、見沼代用水紹介動画の制作、見沼代用水開削300周年記念の配布用グッズの制作等を行う。

(1) プレイベントの広報

- ・ 主に県内からの集客やプレイベント実施の周知を図るため、効果的な広報計画を策定し実施すること。
- ・ 県公式SNS（Facebook、X、LINE、YouTube）への投稿や、彩の国だより、テレビ、ラジオを活用した広報を検討している。その他の広報手法について提案すること。
- ・ 具体的な内容は、契約締結後に本県との協議により決定すること。

<提案を求める内容等>

- ・ 主に県内からの集客やプレイベント実施の周知を図るために、効果的な媒体・手法、実施方法・実施スケジュールなどの広報戦略・計画を提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

(2) 見沼代用水紹介動画の制作

- ・ 見沼代用水を紹介する動画を制作すること。
- ・ 動画の上映時間は3分程度とすること。この他、予算の範囲内で別途制作することも提案可能とする。
- ・ プレイベントのほか、県内各地の産業祭等でのPRや県ホームページに掲載し、今後も多くのPRに活用するため、令和8年度以降も継続して使用できる内容とすること。
- ・ 動画の制作については、本県と調整を行いながら企画し実行すること。

<提案を求める内容等>

- ・ PR動画の構成、制作スケジュール、進捗管理などを提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

(3) PR用グッズ、配布用グッズ等の制作

- ・ 県担当者が県内各地の産業祭等へ参加し、多くの県民に見沼代用水開削300周年記念をPRする際に情報発信のため必要かつ効果的と思われる資材*を8月末までに制作すること。なお、福引き等の当選品としてプレミアムグッズを制作すること。

* 例えば、PR用グッズはのぼり旗、横幕、その他。

配布用グッズはポケットティッシュ、缶バッジ、その他。

プレミアムグッズはエコバック、その他。

【数量】PR用グッズ：のぼり旗20本、横幕20枚程度、その他20個程度

配布用グッズ：ポケットティッシュ、缶バッジ、その他

各7, 500個程度(500個×15箇所)

プレミアムグッズ：エコバック、その他

各1, 500個程度(100個×15箇所)

- ・ 県内各地の産業祭等への参加は15箇所程度を想定している。
- ・ 資材のデザインについては、あらかじめ本県の承認を得ること。

<提案を求める内容等>

- ・ 作成を予定する資材の種類・規格、デザインイメージを提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

(4) ポスター・チラシの制作

- ・ 県農林部の地域機関や県内市町村、関係土地改良区へ配布、掲示を依頼する見沼代用水開削300周年記念ポスター、チラシを8月末までに制作すること。
- ・ 資材のデザインについては、あらかじめ本県の承認を得ること。

【数量】ポスター500枚、チラシ2,000部程度

<提案を求める内容等>

- ・ ポスター・チラシの種類・規格、デザインイメージを提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

(5) アンケートの作成、分析等

- ・ 県担当者が産業祭等のPRブース来場者に対し、見沼代用水開削300周年記念の認知度を把握するアンケートを作成すること。なお、アンケートの作成に当たっては、今後の取組の方向性について効果検証が行えるよう設問を工夫し、事前に本県の承認を得た上で作成すること。
- ・ 産業祭等で収集したアンケートを集計、分析し、以後の見沼代用水開削300周年記念事業に資するフィードバックを行うこと。

3 その他共通事項

- ・ 本事業の内容等に応じて必要となる資格・認証・許可等の取得手続は、各種関係法令等を遵守し、受託者の責任において適切に行うこと。また、本事業に関連してけがや事故及び施設や備品の損傷等が発生した場合に備えたイベント保険への加入など、事業全体に係る補償対策を講ずること。なお、費用が発生する場合は、受託者の負担とする。
- ・ 本事業の実施について、本県でもパブリシティなどにより広報等を行うことを予定しているが、この場合にあっては必要な情報や素材提供を行うなど、本県と連携・協力を図ること。また、本事業以外の取組であって、本県が認める事業について、本事業の広報等の中で併せて周知できるよう可能な限り協力すること。
- ・ 本県において、関係団体等に対して、事業実施に係る申請や届出等を行う必要がある場合は、書類の作成などに必要な協力を行うこと。
- ・ 本事業の実施に起因して事故・トラブル等が発生した場合、適宜本県と情報共有を行いつつ、受託者は誠意をもって、当該事故・トラブル等の解決に向けて必要な対応を行うこと。
- ・ 本事業の確実な実施に向け、綿密な打合せを行うこと。また、打合せ後は、本県の指示に基づき議事要旨を作成・提出すること。
- ・ 本事業に関わる責任者及び担当者は、本業務の趣旨や内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識と経験を有する者を配置すること。また、本事業の準備・実施に十分な人員を確保・配置すること。
- ・ 本事業の実施に当たっては、来場者等の安全確保及びイベント会場内の環境美化に努めること。
- ・ 印刷用紙等については、埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/green/g-houshin.html>) に適合するよう努めること。
- ・ 各種感染症の流行状況等を踏まえ、適切な対応を図ること。
- ・ 実施内容の詳細については、提案内容を基本にしつつ、本県の意向を踏まえ協議・調整を行った上で決定するものとする。また、本業務の遂行に当たって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容、疑義が生じた場合等については、本県と協議の上で取扱いを決定することとする。

4 成果物に関する権利の帰属等

- 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て県に帰属する。また、受託者は、本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作者人格権を行使しないものとする。
- 本業務の履行に際して、映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- 受託者は、本業務で制作する著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証すること。万一、著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求等がなされた場合、受託者は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、本県に一切の迷惑損害を及ぼさないものとする。

5 参考

- 見沼代用水や世界かんがい施設遺産、開削300周年に関する情報については、埼玉県、見沼代用水土地改良区、農林水産省、関東農政局、(独)水資源機構などのホームページを参照すること。